

義公黃門仁徳源卷之六

早稲田大学  
図書館蔵書

病書 延元四年仲夏之事  
病書 延元四年仲夏之事

書屋老の再取半 病書延元四年仲夏之事 合平寛永  
拾二年三月十八日 夜間病發 親子の謝白 以上は書事  
抄原一亦又病の次 抄原一亦又病の次 別紙  
云々 延元四年仲夏之事 十五日 病書 延元四年仲夏之事  
延元四年仲夏之事 延元四年仲夏之事 延元四年仲夏之事  
延元四年仲夏之事 延元四年仲夏之事 延元四年仲夏之事

津田文庫

津田文庫  
文庫 1  
1836  
3

35  
30  
25  
20  
15  
10



何手歌り小矢とつしん 云と移し人等も此中を  
見て丹州く美歌のふる集り那と矢長小をふき  
向ふ歌の弓のつる後切て止て強ふそ歌の首を改たり  
云と歌智知は移更きて 云んせしふ那りの短刀を  
さよつめら下し重れ 在柳等しふ後水戸家跡  
んとする今小水戸極く入事の時、那中三五下り  
きりつる吉例とわたりなきをく家柄に向道  
り少くは巻中しりし別ら云井大物政友ハ大敏  
の日記よりのけりる直後家柄は別れとれなるとの  
首並しんれハ大物政友家柄をさるべきと改りて

此處歌集一巻は作し下りしりて未だ改りては  
後一今も尚くたしし九と兼中の方におまじり方を中心  
後首をもとの山抄を主水西及大敏よりとりぬらふ  
是れはまの病書殿と松園平政所として佐れと改りたる  
志我もさるれてすて或月佐れをさしは指南に及  
それらふ一併は発明小方りぬら一とすて未だをさ  
しめひまの月武徳の歌集の如くゆは移たる人日  
あふすしてその妙を極めぬゆは病子伝表とせん  
のしちるるめりん方や詠歌ひあそし海舟もあそ  
云井大物政友の中山抄を主首の九は述書城及

江戸後氷井右衛門左衛門の母菊村馬ち後江戸を後及  
又志海井澄後ち後之河邊も実容の事にかつて江戸評  
定かて右之説三代將軍

家光公の上すまはしつれりて御手紙にまうては三宮家  
多地と云ものかく是と三宮家の事をいへり申すは向小  
評定一変せり何事も評定まじりありし物も永井  
右衛門左衛門の事いふと又いふ事な  
道ともし一末世し中かきぬ事おぼしめははるを  
先例とてまかうとあるはこれ能くは後の  
せんといふ評定改を評定後と云ふ事ありしと

すゝめりいふ評定後ち後評定まじりし事ありしと  
かくも。後評定血縁の事おぼしめはるは  
新しとてかくの進せりて評定を評定と云ふ  
は評定料と云ふ事ありし事ありし事ありし事ありし  
いあるは評定と云ふ事ありし事ありし事ありし事ありし  
血縁後して評定と云ふ事ありし事ありし事ありし事ありし  
ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし  
評定と云ふ事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし  
大評定と云ふ事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし  
と云ふ事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし













十二万石の地を以て於此に新設を以て今在所に成す  
しは海防の要なりとす 上言はく此を畿内九條を以て  
とす此の地を以て今に於て海防の要なりとす 飛騨守以下  
一を以て此の地を以て今に於て海防の要なりとす 上言は  
るを以て今に於て海防の要なりとす 十二万石の地を以て  
今に於て海防の要なりとす 上言はく此を畿内九條を以て  
利便の爲めにして今に於て海防の要なりとす 飛騨守以下  
一を以て此の地を以て今に於て海防の要なりとす 上言は  
るを以て今に於て海防の要なりとす 十二万石の地を以て  
今に於て海防の要なりとす 上言はく此を畿内九條を以て  
押して今に於て海防の要なりとす 飛騨守以下一を以て  
是を以て今に於て海防の要なりとす 上言はく此を畿内九條  
とす 十二万石の地を以て今に於て海防の要なりとす 上言は  
く此を畿内九條を以て今に於て海防の要なりとす 飛騨守以下  
一を以て此の地を以て今に於て海防の要なりとす 上言は  
るを以て今に於て海防の要なりとす 十二万石の地を以て  
今に於て海防の要なりとす 上言はく此を畿内九條を以て

十二万石の地を以て於此に新設を以て今在所に成す  
しは海防の要なりとす 上言はく此を畿内九條を以て  
とす此の地を以て今に於て海防の要なりとす 飛騨守以下  
一を以て此の地を以て今に於て海防の要なりとす 上言は  
るを以て今に於て海防の要なりとす 十二万石の地を以て  
今に於て海防の要なりとす 上言はく此を畿内九條を以て  
利便の爲めにして今に於て海防の要なりとす 飛騨守以下  
一を以て此の地を以て今に於て海防の要なりとす 上言は  
るを以て今に於て海防の要なりとす 十二万石の地を以て  
今に於て海防の要なりとす 上言はく此を畿内九條を以て  
押して今に於て海防の要なりとす 飛騨守以下一を以て  
是を以て今に於て海防の要なりとす 上言はく此を畿内九條  
とす 十二万石の地を以て今に於て海防の要なりとす 上言は  
く此を畿内九條を以て今に於て海防の要なりとす 飛騨守以下  
一を以て此の地を以て今に於て海防の要なりとす 上言は  
るを以て今に於て海防の要なりとす 十二万石の地を以て  
今に於て海防の要なりとす 上言はく此を畿内九條を以て





宿松殿新日代に上りては、  
つゝ其方、尋常なる所、今、  
りれ、  
是と、  
痛め、  
の、  
新、  
佛、  
佛上、  
宿、

お、  
不、  
宿、  
り、  
其、  
如、  
守、  
ん、  
う、  
と、

明子古之海と飾り目如飯入初を於中  
中か片

義公義門仁徳流巻之八

・ 徳政之仁徳事

附 天策一揆三方七千人饒亡元事

抑々世は舊松尾の如く西小をせり一徳政の  
之松城を左圖書公の時代より中約松尾の道

松地少くして徳政のありては中約松尾の如く西利を  
き彼も三利三代の如く松の城をとりて十八万を  
三代のき彼も三利の代寛永八年四月松城を  
松への上段平年の六月松城に大舞の女中とつれ海  
上より酒肴と浮かせし小名方松尾の早川松城に  
登り八艘の如くとりて流流れり松尾の如く  
き彼も松尾の子孫に一目を蒙り松尾の如く  
永永年平の如く三利と申す松尾の如く  
松尾の如く松尾の如く松尾の如く松尾の如く  
との如く松尾の如く松尾の如く松尾の如く

りれに畏君と云く人をも徳の日に徳と絶し人いれ  
皆人等致しをもいれ日月押極して既小寛永三  
辛子三月九日水戸中納言村房公を親中へ尖切し宿  
部ありしを家臣の向しを夜後切今日 將軍氣  
上使とすて志才永井公と云え及し兼し為御中の事  
ありしは中納言公村房公は及して此以後亦亦村房  
公は村房公の他殿ふらぬれに忠意才知上下の徳儀  
大いありすとすて之をも致しては及してぬりしに及して上下  
をいれしは忠意公は御事目柄も及して先祝ひ其の  
厚しは忠意代 上使とすて宿子代村房云 忠意家

侍五の 上書中 水戸家二代の大君従三位中納言光忠  
公と稱せしは忠意代 侍家の向し一統する徳を継いで  
しは後小の遺徳の事とて義公村房も中納言の事  
也時小今年四月に三代將軍村目光 侍家社との事  
作ありしに及して向しは兼し忠意の向し兼し忠意は  
上書に及して向し 侍家村目光の向し 水戸重南村  
中納言切とすて 公村房代り征夷將軍の官と稱  
しは忠意代或法屋の向しとすけしは忠意代忠意は忠  
意に及しては忠意代忠意の向し忠意の事なりは  
忠意水戸十年八月上の肥前公の早見孫と

とらては書中とて任をなすは紀常天柙小接駭  
起いし一そ筋凡そ方人少も及び以内く務を委せしげれ  
大坂御陳討とらこれの軍ね必しとらゆとの風をたぬし  
氣遊野の義とら作力たは由家の一大事小乃中ゆは  
との事なれは書中の方大きに終るは遊野大軍討を  
りれは是打駭かたさ大なる事とて急も書の極も  
をなすれは三家世家のハハ今なるは法太に法務  
法務に法政人しりしと甲武茂軍進ら定城ゆしれ  
また 上國遊しりれ 將軍家大きに終るは  
甲武遊野は是はしりしと 上をすは付次を接門

光武の今幸以十八七小らゆりし奇代のは  
源ら名方ゆし天柙一接の軍ねは外は知方しりし  
壹夜殿中は接しししと九夜迄の甲武の事  
及むしゆし大軍一接の乱をすしと接しは  
これの浪人も宜しく接ししと公憂わりの事  
我々とのユキしとこの大をの企ふしとすし  
重なるの事なありてはと大軍の百所とれし  
いしと元下接の事なれは欲を以てしと  
しと一接の乱は書中ゆは千し接しはたの  
大軍と接しは書中ゆは千し接しはたの



丹の宗首とをわきと氣と侮るくのなほ切死丹にこの  
宗首とて小首取回信長公安土の城の御座す候り申す  
しいざハミトよ志願願字のふ思込とせし氣命の  
儀とせしるハ信長公の只年少き一屬下の人とせし  
内任作の事もあつて此旨と知れしハ此中御座候は  
科答して系形よあつて一寺とあつて長年て承縁と  
とよあつて比叡山三井とて取らば長年と  
とりて寺号に唱ふ事比叡山宝曆と建長とのこと  
和と見たりあつて何れを法をひひや字のハ是代  
年長と名承縁と唱ふこと比叡山とてと

近に及びてハ信長も終つたこと承縁とて所も南蠻  
ちと号して早急と終つて右側を云の代切死丹宗  
の御座候法なりとて此停止は作月南雲とて終つた  
おかしき事とてを以て停止しつたは全り致すに  
をわらふと見承縁とて一檢の事とて何れを以て致す  
人の人となをわらふに以て承縁なりとて承縁は此に  
和を承九期の大谷方とて此の遺付の事とて此の事  
宗首とて此の遺付の事とて此の遺付の事とて此の事  
承縁とて此の遺付の事とて此の遺付の事とて此の事  
承縁とて此の遺付の事とて此の遺付の事とて此の事  
承縁とて此の遺付の事とて此の遺付の事とて此の事  
承縁とて此の遺付の事とて此の遺付の事とて此の事  
承縁とて此の遺付の事とて此の遺付の事とて此の事



以後も康安房も及らぬ(五)を貴門極盛し、此後五かむ  
安房も及らぬ(六)も及らぬ(七)代に別天大役と評した馬代  
以掃終、場も及らぬ(八)も及らぬ(九)方の顔の通り業も及らぬ(十)  
兼代も及らぬ(十一)多程は及らぬ(十二)城も和年程及らぬ(十三)  
代も及らぬ(十四)和玉も及らぬ(十五)和玉も及らぬ(十六)事得評及  
和玉も及らぬ(十七)和玉も及らぬ(十八)大事も及らぬ(十九)和玉も  
和玉も及らぬ(二十)和玉も及らぬ(二十一)和玉も及らぬ(二十二)  
和玉も及らぬ(二十三)和玉も及らぬ(二十四)和玉も及らぬ(二十五)  
和玉も及らぬ(二十六)和玉も及らぬ(二十七)和玉も及らぬ(二十八)  
和玉も及らぬ(二十九)和玉も及らぬ(三十)和玉も及らぬ(三十一)  
和玉も及らぬ(三十二)和玉も及らぬ(三十三)和玉も及らぬ(三十四)  
和玉も及らぬ(三十五)和玉も及らぬ(三十六)和玉も及らぬ(三十七)  
和玉も及らぬ(三十八)和玉も及らぬ(三十九)和玉も及らぬ(四十)  
和玉も及らぬ(四十一)和玉も及らぬ(四十二)和玉も及らぬ(四十三)  
和玉も及らぬ(四十四)和玉も及らぬ(四十五)和玉も及らぬ(四十六)  
和玉も及らぬ(四十七)和玉も及らぬ(四十八)和玉も及らぬ(四十九)  
和玉も及らぬ(五十)和玉も及らぬ(五十一)和玉も及らぬ(五十二)  
和玉も及らぬ(五十三)和玉も及らぬ(五十四)和玉も及らぬ(五十五)  
和玉も及らぬ(五十六)和玉も及らぬ(五十七)和玉も及らぬ(五十八)  
和玉も及らぬ(五十九)和玉も及らぬ(六十)和玉も及らぬ(六十一)  
和玉も及らぬ(六十二)和玉も及らぬ(六十三)和玉も及らぬ(六十四)  
和玉も及らぬ(六十五)和玉も及らぬ(六十六)和玉も及らぬ(六十七)  
和玉も及らぬ(六十八)和玉も及らぬ(六十九)和玉も及らぬ(七十)  
和玉も及らぬ(七十一)和玉も及らぬ(七十二)和玉も及らぬ(七十三)  
和玉も及らぬ(七十四)和玉も及らぬ(七十五)和玉も及らぬ(七十六)  
和玉も及らぬ(七十七)和玉も及らぬ(七十八)和玉も及らぬ(七十九)  
和玉も及らぬ(八十)和玉も及らぬ(八十一)和玉も及らぬ(八十二)  
和玉も及らぬ(八十三)和玉も及らぬ(八十四)和玉も及らぬ(八十五)  
和玉も及らぬ(八十六)和玉も及らぬ(八十七)和玉も及らぬ(八十八)  
和玉も及らぬ(八十九)和玉も及らぬ(九十)和玉も及らぬ(九十一)  
和玉も及らぬ(九十二)和玉も及らぬ(九十三)和玉も及らぬ(九十四)  
和玉も及らぬ(九十五)和玉も及らぬ(九十六)和玉も及らぬ(九十七)  
和玉も及らぬ(九十八)和玉も及らぬ(九十九)和玉も及らぬ(一百)

作られたら安房も平佐治完承と打取入らぬ(一)和玉も及らぬ(二)  
和玉も及らぬ(三)和玉も及らぬ(四)和玉も及らぬ(五)和玉も及らぬ(六)  
和玉も及らぬ(七)和玉も及らぬ(八)和玉も及らぬ(九)和玉も及らぬ(十)  
和玉も及らぬ(十一)和玉も及らぬ(十二)和玉も及らぬ(十三)和玉も及らぬ(十四)  
和玉も及らぬ(十五)和玉も及らぬ(十六)和玉も及らぬ(十七)和玉も及らぬ(十八)  
和玉も及らぬ(十九)和玉も及らぬ(二十)和玉も及らぬ(二十一)和玉も及らぬ(二十二)  
和玉も及らぬ(二十三)和玉も及らぬ(二十四)和玉も及らぬ(二十五)和玉も及らぬ(二十六)  
和玉も及らぬ(二十七)和玉も及らぬ(二十八)和玉も及らぬ(二十九)和玉も及らぬ(三十)  
和玉も及らぬ(三十一)和玉も及らぬ(三十二)和玉も及らぬ(三十三)和玉も及らぬ(三十四)  
和玉も及らぬ(三十五)和玉も及らぬ(三十六)和玉も及らぬ(三十七)和玉も及らぬ(三十八)  
和玉も及らぬ(三十九)和玉も及らぬ(四十)和玉も及らぬ(四十一)和玉も及らぬ(四十二)  
和玉も及らぬ(四十三)和玉も及らぬ(四十四)和玉も及らぬ(四十五)和玉も及らぬ(四十六)  
和玉も及らぬ(四十七)和玉も及らぬ(四十八)和玉も及らぬ(四十九)和玉も及らぬ(五十)  
和玉も及らぬ(五十一)和玉も及らぬ(五十二)和玉も及らぬ(五十三)和玉も及らぬ(五十四)  
和玉も及らぬ(五十五)和玉も及らぬ(五十六)和玉も及らぬ(五十七)和玉も及らぬ(五十八)  
和玉も及らぬ(五十九)和玉も及らぬ(六十)和玉も及らぬ(六十一)和玉も及らぬ(六十二)  
和玉も及らぬ(六十三)和玉も及らぬ(六十四)和玉も及らぬ(六十五)和玉も及らぬ(六十六)  
和玉も及らぬ(六十七)和玉も及らぬ(六十八)和玉も及らぬ(六十九)和玉も及らぬ(七十)  
和玉も及らぬ(七十一)和玉も及らぬ(七十二)和玉も及らぬ(七十三)和玉も及らぬ(七十四)  
和玉も及らぬ(七十五)和玉も及らぬ(七十六)和玉も及らぬ(七十七)和玉も及らぬ(七十八)  
和玉も及らぬ(七十九)和玉も及らぬ(八十)和玉も及らぬ(八十一)和玉も及らぬ(八十二)  
和玉も及らぬ(八十三)和玉も及らぬ(八十四)和玉も及らぬ(八十五)和玉も及らぬ(八十六)  
和玉も及らぬ(八十七)和玉も及らぬ(八十八)和玉も及らぬ(八十九)和玉も及らぬ(九十)  
和玉も及らぬ(九十一)和玉も及らぬ(九十二)和玉も及らぬ(九十三)和玉も及らぬ(九十四)  
和玉も及らぬ(九十五)和玉も及らぬ(九十六)和玉も及らぬ(九十七)和玉も及らぬ(九十八)  
和玉も及らぬ(九十九)和玉も及らぬ(一百)



義公門仁徳源巻九

將軍家光公他家之事

附 正豐忠海征伐之事

初も九死一生一換に追討行つてしつゝ彼地軍均攻下  
り九死一生の門極に心と方せしむる由に海軍とを以て  
善と天下の治政替ふ心も存せしむるに依りて彼人先公  
の教を奉りて大方の事とすも天下泰平なりし  
初年月押移りて慶安四年四月廿三日將軍家光公  
他家御下りしに依りて先例の如く是等事 大敵院殿  
祿一守り以て建ふに依りて侍等數は下野由日光山に送る事

是、四代將軍家徳公、出陣り、其志三代孫の攝子  
中、今午、後一、波ら、と、別系、終、一、年、一、年、  
此、將、任、任、之、九、淳、和、崎、字、五、院、の、別、當、從、一、位、右、近、衛、地  
征、夷、大、將、軍、同、大、臣、小、敷、一、心、の、如、後、の、式、滞、り、か、く、五、院、一  
上、之、と、も、馬、君、幸、の、事、也、一、黃、門、孫、也、一、此、等、方、以、補、休、也  
ら、せ、ら、れ、る、事、の、言、中、は、井、孫、也、は、五、院、後、の、事、也、以、故、口、初、也、を  
也、と、も、家、柄、の、事、也、一、此、等、人、等、り、を、居、る、事、也、以、故、口、初、也、を  
そ、ま、の、條、筋、の、故、上、と、の、故、も、れ、り、也、或、時、多、く、の、少、き、も、上  
後、の、事、也、一、此、等、人、等、り、を、居、る、事、也、以、故、口、初、也、を  
下、と、の、上、を、言、り、一、此、等、人、等、り、を、居、る、事、也、以、故、口、初、也、を  
く、も、此、等、人、等、り、の、首、事、也、一、と、り、附、一、卷、の、事、也、四、年、七、月  
其、下、に、夜、中、中、松、平、信、長、も、あ、り、及、夜、を、く、田、代、の、事、  
村、八、前、也、の、事、也、一、浪、人、也、入、り、せ、し、位、を、の、中、を、也、く、上、  
夜、と、の、事、也、一、甲、速、也、伊、次、也、一、上、り、上、り、の、事、也、一、伊、次、也、  
子、細、と、り、の、事、也、一、五、人、の、事、也、一、浪、人、も、大、勢、集、り、  
と、企、一、と、株、梁、由、井、山、也、一、格、是、也、一、と、名、也、一、は、凡、人、  
七、子、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、  
余、人、も、不、系、大、故、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、  
一、時、小、孫、と、上、り、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、  
其、と、と、人、と、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、一、也、

紹元元年夜中及人オハ悪お仕り致さるよふ川て水  
堂門松もわが仕り花多細まよる在り後中へ作後と  
南村之流浪人のふとて何種の大務集り 障及よとつ  
也とて初也の大樹とて二か八とて一何種のもをめん  
乃を於空に旅路をりしん先既之し一紙影と世人を捕口  
仕立ら作れおものありはそまの叔原に申云抑り意か  
ふ口前のお案ありてて是より成へん先高村の在格  
たけと百捕りし一は併は故大務の役人のをりとも  
布ら混雜も是をくさのるは一件のをりは去年伊豆と一人  
越えりしとて町をゆへに官房と相懸りしとては作後

りれは去年伊豆も後とてりとも夜子連と官房に作後  
是のり共とて夜以方とて小九橋忠信と從とを捕りては忠信下  
旅者所入意の自快とて 渡府交由井正堂石捕はとる  
是の中山節由庭と作後八月十と連小正堂和信自家  
初りれはそを在り首級のとて之を九京大務の役と作後  
市吉の吉田初吉の伊豆とて川渡され忠信と初とて作  
伊豆吉田と吟味しとて早川とて初とて初とて初とて初  
をられある事お初り能は極善とて意中とて初とて初  
中とて初とて初とて初とて初とて初とて初とて初と  
たの初とて初とて初とて初とて初とて初とて初と

以斗界少しは井路はもと下れてそ方記別れ。上使と  
業白は以ての二辨能伊殿と頼と浪人とも上制の判物と  
とつて人数とありや中上書大進しは不審なくある事  
別判物とは伊後入書その中使の義と作上ゆると  
作付りはは井路を累して能く上使として業白あり  
之細を採りて送ひしやうの意の時證はありて上と下  
上判能判家の判の所り書有とかいひしは別判物  
證はとへひ判のこころのゆよとるは使判し下下分  
書り春事少く幸は威勢するしとの作是方りは  
流ふの意知ししは判し平使と名ひてそは組うよ書の作  
これ少くは書り兼上は使判しは父子ともは書  
増ありて別判物と判のりはるはと一は判物と名せ  
ともありて上使と一と上はと一と上りは太細を採り  
とくは判物なり。上使とさるは養正判物と名せ  
とのハ書りは能く採りてしるは判物の似せお  
せんとの判物とも具り上りは書り採りては判物なり  
市う書りも遠くは流ふの意知の證はと能くは印ひし  
物と名は判物なり。物りて能く採りて上上り  
判物と名は判物なり。上使と下使と名は判物なり。

因り曰く判能判物の判物と書り虎の丸の内判物





ありはる子留後も夜も水へのはる家の中を歩くと  
 ことあるれいともを歩くと留後と思へるれは其の根上言は  
 留後ふかふへいともあつたともは事いへるてんかふも何んか  
 一守へーとの作也留後ち夜新のほは事上しする年久友  
 大夜とおもはれ候ふ 忍の申殿元は公儀小徹一有るも  
 年あり其年留後ふりやふと六分ふ何の言も是は言ふ分の  
 かりに社中あつた後とも八見八事候年相別りては後見  
 ありて又く別人に作付そ忍十々年もおきて又余ふ  
 ち作付留後ふ候あつて天下さく其年少くはうたをへーは  
 後白いあつた水つ流めともはれ遊ひの事と案案かへーと  
 候へりともありれは言門候もとも事あるは言ふれとも  
 前より留後のいさくは言へ 留後ち及年久友前ら候  
 ちて余ふは夜に作付候年位前へへはくは後白とに  
 此中へある一白ふかれては別と前もは言はれ候とも  
 石中へ候候年候あつともそのはは候言事候れは留後ち  
 とも候と候候しとも言はれ候れは事候やとも言はれ候とも  
 ち下のもくは細事候は先西候り候り候とも言はれ候の  
 ちよひ候れは留後ち候言事候と上すへ候とも候とも  
 系候ふ候とも候とも候とも候とも候とも候とも候とも候とも  
 是れ候言事候とも候とも候とも候とも候とも候とも候とも候とも

此書は... 創成... 後...

八段 幸来垂髪 壯身自若蓬蓬書

と此書世と... 蓬蓬書... 幸来垂髪... 壯身自若蓬蓬書... 八段 幸来垂髪... 壯身自若蓬蓬書... 幸来垂髪... 壯身自若蓬蓬書...

義門仁徳流卷之十

酒井雅樂院及侍太右事

招降... 古の事

新... 酒井雅樂院... 招降... 古の事... 酒井雅樂院... 招降... 古の事... 酒井雅樂院... 招降... 古の事...













麻下とていふ言は去るれい中とて  
うらた附信志からしめけ長教やぬ  
中とて見玉の禱と正らせたる  
はあしくけりぬゆゆとてしりこ  
小豆名ぬ鏡あはれは長傳や去る  
かひ懸けは柱折に切れぬ空物し  
はたしやうとて水とていひた多  
すしのしとてぬ物令正夜家小  
かたけ多し城や古の古今とて  
あつとて忠信とて子討ふはせ  
くれぬ物長をたふしとて禁内  
長むけりやうとて送世述の長と  
長り伝へる感もぬ長はかゆり  
万の應小同同家の社とて建  
柱折とて望みぬとて是のわら  
家言とてしりこ綱を公の  
の六月あはれ入所かやあ  
六代 將軍家言とて神  
甲冑伝はれぬ秋の夜は傳ひ  
あつとて忠信とて子討ふはせ  
くれぬ物長をたふしとて禁内  
長むけりやうとて送世述の長と  
長り伝へる感もぬ長はかゆり  
万の應小同同家の社とて建  
柱折とて望みぬとて是のわら  
家言とてしりこ綱を公の  
の六月あはれ入所かやあ  
六代 將軍家言とて神

あつとて忠信とて子討ふはせ  
くれぬ物長をたふしとて禁内  
長むけりやうとて送世述の長と  
長り伝へる感もぬ長はかゆり  
万の應小同同家の社とて建  
柱折とて望みぬとて是のわら  
家言とてしりこ綱を公の  
の六月あはれ入所かやあ  
六代 將軍家言とて神  
甲冑伝はれぬ秋の夜は傳ひ  
あつとて忠信とて子討ふはせ  
くれぬ物長をたふしとて禁内  
長むけりやうとて送世述の長と  
長り伝へる感もぬ長はかゆり  
万の應小同同家の社とて建  
柱折とて望みぬとて是のわら  
家言とてしりこ綱を公の  
の六月あはれ入所かやあ  
六代 將軍家言とて神  
甲冑伝はれぬ秋の夜は傳ひ

一社に建之小なる社に言ふ所の神祇は福の切掛と云  
身之下の長也と云ふ先づ人の福を正すの故也  
才のあつた人をして作事しむる古事八百丁の跡  
神のあつた人をして作事しむる神楽の目録二百丁  
以て言ふは日市彦少治の作事根原を待たず神書  
ら作事しむるも此の事にては中統御の跡  
之も是令の根原を待たず神書の跡を待たず  
後人をして神書と云ふはひり

義経に徳流巻

田井雅楽の忠臣伝

諸侯の忠臣伝

漢の忠臣の書と云ふ仁政の  
て忠臣の書と云ふは田井雅楽の忠臣伝  
田井雅楽の忠臣伝  
信の忠臣の書と云ふは仁政の  
忠臣の書と云ふは仁政の  
忠臣の書と云ふは仁政の  
忠臣の書と云ふは仁政の







以并五歩の履及田平の修得を以て甲斐の祖を中將  
及志願臣兵部少輔伴市正頼中將の如く事起  
て至同年變正教として宣ふなりて伊達家の終節に及  
しる所は是れ亦世の人の志に亦これに實に思はれ  
不敷申年の大志願されし自ら心少許の志に事致  
されし誠お感得をよ奉下小切ゆなり 將軍家より  
心の傍りしれ申ひは事多くなりて多くも雅志氣の意  
とことごとく志願として宣ふに宣ふに城を掃と  
るに以て才格も別ありて申ひは事多くなりて多くも  
申ひとして以て百族し御の儀よりを名格に申ひは事  
多くなりて三万ふとありて野島少志願を別福格に申ひは  
作付御使候ハ城田堀格を以て別御用人二万ふの下志を  
志願に以て名格とありて其れ申中の儀も多し取され何  
事しも早し申の傍りし申ひは事多くなりて多くも  
了延宝八年申の年より申か 將軍家より思ふ早志候も申か  
今年正月申の申書の儀も多し申ひは事多くなりて多くも  
して云ふより申年申書候も申か其れ後代申候の儀も  
多しして志願を以て申ひは事多くなりて多くも  
して作付御使候も申ひは事多くなりて多くも  
治延及人より志願を以て申ひは事多くなりて多くも

申ひとして以て百族し御の儀よりを名格に申ひは事多くなりて多くも

多くなりて三万ふとありて野島少志願を別福格に申ひは事多くなりて多くも

作付御使候ハ城田堀格を以て別御用人二万ふの下志を

志願に以て名格とありて其れ申中の儀も多し取され何

事しも早し申の傍りし申ひは事多くなりて多くも

了延宝八年申の年より申か 將軍家より思ふ早志候も申か

今年正月申の申書の儀も多し申ひは事多くなりて多くも

して云ふより申年申書候も申か其れ後代申候の儀も

多しして志願を以て申ひは事多くなりて多くも

して作付御使候も申ひは事多くなりて多くも

治延及人より志願を以て申ひは事多くなりて多くも







義公門に往録卷之十二

四代將軍家徳公は他家と事

光武の雅楽院に召召し奉

延享八年庚申の正月十日分 將軍家には為家

小宮亦方ははく海を渡る人として長七郎はかく

是亦方と知れは人自ん波に流るる方とてかくはふ来

のこりて是は花の御所方誰とて業を調をといふ事と事

或ハ能合を名守りて多々の様業の長とて長七郎は誰と

し毛の四下是亦方と御横徳公の為雅楽院に召召し奉









下は世に病氣にハカセも目も赤くして少能く歌を 上院の中  
お暇夜才と病氣をハカセも目も赤くして少能く歌を  
我も知流急を 如侍りて今以て雅志の對白を仕りて  
此れは 上の半一丸の事ハ傳へて海も丸は事平ふ事  
何れも雅志をハカセも目も赤くして少能く歌を  
さうも此ハお尋中なる事と血眼よめて一上丸の事ハ  
昔一を志しぬる事ハ其の事ハ何れもせよ雅志の事ハ  
此れは丸は病氣にハカセも目も赤くして少能く歌を  
とわく 水戸公の事ハ何れもせよ雅志の事ハ  
昔一を志しぬる事ハ其の事ハ何れもせよ雅志の事ハ

さうも此ハお尋中なる事と血眼よめて一上丸の事ハ  
昔一を志しぬる事ハ其の事ハ何れもせよ雅志の事ハ  
此れは丸は病氣にハカセも目も赤くして少能く歌を  
とわく 水戸公の事ハ何れもせよ雅志の事ハ  
昔一を志しぬる事ハ其の事ハ何れもせよ雅志の事ハ  
さうも此ハお尋中なる事と血眼よめて一上丸の事ハ  
昔一を志しぬる事ハ其の事ハ何れもせよ雅志の事ハ  
此れは丸は病氣にハカセも目も赤くして少能く歌を  
とわく 水戸公の事ハ何れもせよ雅志の事ハ  
昔一を志しぬる事ハ其の事ハ何れもせよ雅志の事ハ  
さうも此ハお尋中なる事と血眼よめて一上丸の事ハ  
昔一を志しぬる事ハ其の事ハ何れもせよ雅志の事ハ  
此れは丸は病氣にハカセも目も赤くして少能く歌を  
とわく 水戸公の事ハ何れもせよ雅志の事ハ  
昔一を志しぬる事ハ其の事ハ何れもせよ雅志の事ハ







